

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県知事} \\ \text{市 町 村 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部を改正する政令等の公布について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 175 号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第二条の規定による改正前の予防接種法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 71 号）が本日、別紙のとおり公布されました。改正政令及び改正省令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、関係機関等に周知をお願いいたします。

第 1 改正の概要

1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正

5 歳以上 65 歳未満の者であって、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を既に 2 回受けたもの（心臓、肝臓、腎臓又は呼吸器に慢性の機能の障害を有する者その他の厚生労働省令で定める者を除く。）について、当該予防接種の勧奨及び当該予防接種を受ける努力義務の対象としないこととすること。

2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第二条の規定による改正前の予防接種法施行規則の一部改正

1 にいう厚生労働省令で定める者は、以下のとおりとすること。

- ① 心臓、肝臓、腎臓又は呼吸器に慢性の機能の障害を有する者
- ② 免疫の機能を低下させる疾患にかかっている者

- ③ 免疫の機能を抑制する治療を受けている者
- ④ 免疫異常に伴う神経疾患又は神経筋疾患にかかっている者
- ⑤ 神経疾患又は神経筋疾患を原因とする身体機能の低下が認められる者
- ⑥ 染色体に異常を有する者
- ⑦ 血液疾患にかかっている者(18 歳以上であって、鉄欠乏性貧血にかかっている者を除く。)
- ⑧ 18 歳以上であって、インスリンその他の糖尿病治療薬を用いた糖尿病の治療を受けている者又は合併症を引き起こしている糖尿病の患者
- ⑨ 18 歳以上であって、睡眠時無呼吸症候群の患者
- ⑩ 18 歳以上であって、重い精神疾患にかかっている者
- ⑪ 18 歳以上であって、知的障害を有する者
- ⑫ 18 歳以上であって、BMI(次の算式により算出した値をいう。)が 30 以上である者
$$\text{BMI} = \text{体重(kg)} / \text{身長(m)}^2$$
- ⑬ 18 歳未満であって、代謝性疾患にかかっている者
- ⑭ 18 歳未満であって、悪性腫瘍の患者
- ⑮ 18 歳未満であって、^こう膠原病の患者
- ⑯ 18 歳未満であって、内分泌疾患にかかっている者
- ⑰ 18 歳未満であって、消化器疾患にかかっている者
- ⑱ ①から⑰までに掲げる者のほか、新型コロナウイルス感染症にかかった場合に重症化するおそれ大きいと医師が認める者

第 2 施行期日

令和 5 年 5 月 8 日

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和五年四月二十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第百七十五号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）附則第十四条第一項の規定により適用する予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第九条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和四年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。
附則第一項ただし書中「次項において」を「以下」に改め、同項を附則第一条とし、同条に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第二項中「改正法第五条の規定による改正後の予防接種法」を「新予防接種法」に改め、同項を附則第三条とし、同条に見出しとして「（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う場合における予防接種法施行令の規定の読替え）」を付し、同条の前に次の一条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の勧奨及び当該予防接種を受ける努力義務に関する規定の適用除外）

第二条

改正法附則第十四条第一項の規定により適用する改正法第五条の規定による改正後の予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号。以下「新予防接種法」という。）第八条第一項及び第九条第一項の規定は、五歳以上六十五歳未満の者であつて、改正法附則第二条第一項に規定する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を既に二回受けたもの（心臓、肝臓、腎臓又は呼吸器に慢性的機能の障害を有する者その他の厚生労働省令で定める者を除く。）に対しては、適用しない。

2 改正法附則第十四条第一項の規定により適用する新予防接種法第八条第二項及び第九条第二項の規定は、前項に規定する者の保護者に対しては、適用しない。

附 則

この政令は、令和五年五月八日から施行する。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 岸田 文雄

○厚生労働省令第七十一号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和四年政令第三百七十七号）附則第二条第一項の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第二条の規定による改正前の予防接種法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年四月二十六日

厚生労働大臣 加藤 勝信

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第二条の規定による改正前の予防接種法施行規則の一部を改正する省令
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和四年厚生労働省令第六十五号）附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第二条の規定による改正前の予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。
（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附 則 第十八条 法附則第七条第二項の規定により法（第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する場合には、第四条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の予防接種済証には、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）に係る予防接種に関する次に掲げる事項を記載するものとする。 一 五 （略）	附 則 第十八条 法附則第七条第二項の規定により法（第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する場合には、第四条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の予防接種済証には、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）に係る予防接種に関する次に掲げる事項を記載するものとする。 一 五 （略） （新設）
第二十條 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和四年政令第三百七十七号）附則第二条第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。 一 心臓、肝臓、腎臓又は呼吸器に慢性的機能の障害を有する者 二 免疫の機能を低下させる疾患にかかっている者 三 免疫の機能を抑制する治療を受けている者 四 免疫異常に伴う神経疾患又は神経筋疾患にかかっている者 五 神経疾患又は神経筋疾患を原因とする身体機能の低下が認められる者 六 染色体に異常を有する者	

七 血液疾患にかかっている者（十八歳以上であつて、鉄欠乏性貧血にかかっている者を除く。）
八 十八歳以上であつて、インスリンその他の糖尿病治療薬を用いた糖尿病の治療を受けている者又は合併症を引き起こしている糖尿病の患者
九 十八歳以上であつて、睡眠時無呼吸症候群の患者
十 十八歳以上であつて、重い精神疾患にかかっている者
十一 十八歳以上であつて、知的障害を有する者
十二 十八歳以上であつて、BMI（次の算式により算出した値をいう。）が三十以上である者
$BMI = \frac{\text{体重 (kg)}}{\text{身長 (m)}^2}$
十三 十八歳未満であつて、代謝性疾患にかかっている者
十四 十八歳未満であつて、悪性腫瘍の患者
十五 十八歳未満であつて、膠原病の患者
十六 十八歳未満であつて、内分泌疾患にかかっている者
十七 十八歳未満であつて、消化器疾患にかかっている者
十八 前各号に掲げる者のほか、新型コロナウイルス感染症にかかった場合に重症化するおそれ大きいと医師が認める者

附 則
この省令は、令和五年五月八日から施行する。